

今後の同和行政に関する基本方針

（平成9年6月18日）
滋賀県
改正 平成12年3月8日

県においては、同和問題の抜本的解決を図ることを目的として、昭和46年に「滋賀県同和対策長期計画」、昭和57年に「滋賀県同和対策総合推進計画」、昭和62年に「滋賀県同和対策新総合推進計画」を策定し、さらに平成5年には「滋賀県同和対策新総合推進計画」の改訂を行い、これらの計画に基づき、関係諸施策を総合的かつ計画的に推進してきた結果、所期の目標に沿って相当の成果を収めてきたところである。

特に「滋賀県同和対策新総合推進計画」（改訂計画を含む）は、同和対策事業を円滑かつ迅速に推進し、一般対策への移行を円滑に進めるための特別措置による最終的な総合計画として位置付け、取り組みを進めてきたところであるが、その計画期限である平成8年度においても、別添「同和対策の現状と課題」で示したように、今後も解決すべき課題がなお残されている状況がある。

昭和40年の同和対策審議会は、同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題であると指摘している。県としても、その精神を踏まえて、今後とも、同和問題の抜本的解決に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

今後の同和行政は、関係施策の迅速な実施によって、早期にその目的を達成するため、平成8年5月17日に地域改善対策協議会が各関係大臣に提出した意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」および、平成8年7月26日に政府において決定した閣議決定「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」を十分に踏まえるとともに、本県におけるこれまでの四半世紀にわたる取り組みの成果と反省のもとに検討を加え、次の方針に基づき推進することとする。

以下、本県における今後の同和行政に関する基本方針を、「総論」および「対策別」に分け、定めるものとする。

〔 総 論 〕

特別対策は、事業の緊要性等に応じて講じられるものであり、できる限り早期に一般

対策へ移行することがその趣旨であるため、基本的には、特別対策は、平成8年度末をもって終了し、残された課題については一般対策によりその解決を図るものとするが、一部の事業については特別対策を経過措置として講ずるものとする。

また、残された課題解決に向けて、既存の一般対策では対応が困難な分野については、既存の一般対策に工夫（既存の一般対策の改善または新規の一般対策の創設）を加えて適切に対応するものとする。

なお、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に規定する対象地域以外で歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域においては、その地域のニーズに応じた一般対策の活用に努めるものとする。

物的事業のうち、国において経過的措置として5年間に限り財政上の特別措置を行うこととし、所要の法的措置が講じられる事業については、関係市町と十分な連携を図り、その早期完遂に向け、積極的な助言に努めるものとする。

物的事業のうち、国において一般対策に移行するが、5年間に限って補助制度において特段の配慮を行う等、所要の行財政的措置が講じられる事業については、関係市町の需要に適切に対応し円滑に実施できるよう助言に努めるものとする。

非物的事業のうち、国において5年間の経過的措置を講じて終了することとし、所要の法的措置が講じられる個人給付的事業および5年以内での計画的削減を完了することとし、経過的に所要の法的措置が講じられる相談員等の設置事業については、関係省庁と十分な連携を図り、その円滑な実施に努めるものとする。

同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発事業については、より効果的に展開するため、国の方向性も踏まえ、「人権教育のための国連10年」との関連に留意しつつ、人権教育・人権啓発の事業に再構成し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、積極的に推進するものとする。

なお、「人権擁護施策推進法」に基づく「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育および啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」ならびに「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」の審議状況については、その動向に十分留意するものとする。

県の単独事業においても、国の方向性やその趣旨を踏まえ、特別対策として経過措置を講じる場合は、5年以内に特別対策を終了し、一般対策へ移行するものとする。

〔対策別〕

1. 環境改善対策

環境改善対策等の物的事業については、地区毎の計画事業量を計上した全体計画に対し、計画期間内に大半の地区において計画事業が完了し、同和地区の生活環境等は大きく整備・改善されたところである。このため、所期の目的が達成された事業については終了することとなるが、次の事業については、平成9年度以降も適切に対応を行い、生活環境の改善を図るものとする。

住宅地区改良事業については、計画計上事業が2町2地区で、小集落地区等改良事業については1町2地区で完了できないが、着手中の事業については5年間の経過措置を講じるとした閣議決定を踏まえ、その早期完遂に努めるものとする。

また、当該事業の実施箇所において、その一環として実施する住宅新築資金等貸付事業についても、5年間に限り経過措置が講じられるため、その適切な対応に努めるものとする。

あわせて、県単独事業である同和対策農家住宅利子補給についても同様の対応を行うものとする。

公共下水道整備事業については、計画計上事業は完了したが、事業着手中の地区における公共下水道の整備については、今後5年間に限り経過措置が講じられることとなったため、その有効かつ積極的な活用に努めるものとする。

なお、同和地区持家住宅等水洗化促進補助事業については、公共下水道整備事業における経過措置を踏まえ、必要な対応を行うものとする。

既設改良住宅および既設同和向け公営住宅の改善事業については、既存の一般対策にて対応することとし、その場合、既設公営住宅の建替計画との整合性を図りながら、既設改良住宅、既設同和向け公営住宅改善事業が円滑に実施できるよう関係市町と協議するほか、引き続き国に対して必要な要望を行うものとする。

また、改良住宅の譲渡については、関係市町と連携を図り、入居者の意向等を踏まえた計画の策定に関して助言するなど、その具体化に努めるものとするとともに、譲渡要件の緩和については、引き続き国に要望を行うものとする。

さらに、改良住宅、同和向け公営住宅の家賃については、公営住宅法の改正に伴う新しい家賃制度への移行も踏まえ、家賃の適正化の助言を今後行うものとする。

2. 福祉・保健対策

福祉保健の分野は、従来から一般対策との関連のもとに推進してきたものであるが、今後も社会資源の有効な活用を図りつつ、同和地区内における様々なニーズに的確に対応し、福祉・保健水準の向上に努めるものとするが、特に、次の事業については、一般対策移行後においても適切な対応に努めるとともに、一部の事業については経過措置を講じるものとする。

保育所における加配保母制度（保育所運営事業）は、一般対策として新たに創設された家庭支援推進保育事業へ移行することとなるため、同和保育所に対する県単独事業についても、同様に、家庭環境に対する配慮など、きめ細やかな保育が必要な保育所に対する施策として取り組んでいくものとする。

隣保館については、本来の社会福祉事業法における第2種社会福祉施設として一般対策にて対応することとなるため、現在の地域総合センターに対する県単独事業についても、第2種社会福祉事業としての位置付けで整理し、各地域における課題に対して効果的な事業が展開できるよう助言、援助に努めるものとする。

保険年金の加入推進事業については、加入状況が一定の水準まで達したものの、未加入者等に対する指導は今後も引き続き必要であるため、一般対策を活用し、積極的に取り組んでいくものとする。

同和地区の高齢者、障害者に対する医療費助成制度については、福祉医療制度全体との関連等に留意しつつ、あるべき姿を早急に検討するものとする。

3. 産業・職業対策

商工業の分野においては、技術力、資金力等の面で脆弱な中小企業が多く、また、経営面で濃密指導が必要な企業が存在することから、一般対策のなかで適切な対応に努めるものとするが、特に次の事業については経過措置を含め、必要な工夫を講じるものとする。

同和地区産業振興資金については、小規模事業者を融資対象とする新たな融資制度を創設することとし、企業の近代化、合理化を推進するものとする。

同和中小企業相談所に係る事業については、同和地区の中小企業者に対する必要な相談、指導業務を、円滑に商工会等に引き継ぐよう努めるとともに、同和地区中小企業相談所の経営指導員についても、5年以内に商工会等に移行すべく、必要な

調整、指導を行うものとする。

同和地区内の中小企業対象の研修会については、今後は一般対策における研修事業を工夫して活用し、適切に対応するものとする。

同和地区内商品の販路開拓事業については、地場産業の製品等の販路開拓支援のための制度を活用することにより、適切に対応するものとする。

同和地区内の建設業者の指導育成については、自助努力を促しつつ、一般対策において同和建設業協同組合に対する指導、育成を図るとともに、中小建設業者の経営の合理化・技術力の向上等の指導に努め、経営基盤の確立を図るものとする。

農林漁業の分野においては、零細な経営規模の農林漁家が多いことから、国において新たに創設された「小規模零細地域農業基盤整備事業」、「小規模零細地域営農確立促進対策事業」、「小規模零細地域水産業促進対策事業」、「小規模零細地域対策営農等相談・啓発推進事業」の活用を努めるほか、特に次の事業については、経過的措置を講じるなど、適切な対応に努めるものとする。

営農等相談員設置事業の営農等相談員については、国の閣議決定に基づき、5年以内の計画的な削減に努め、同和地区の農林漁業者に対する必要な相談、指導業務については、関係行政機関において適切に対応するものとする。

営農資金融資事業については、共同利用農機具の更新にかかる資金を対象に、国の制度である「農山漁村経営改善資金貸付事業」との整合性を図りながら、5年間の経過措置を講じるものとする。

同和地区土地改良事業対策費については、国の新規施策との整合性を図るため、経過措置を講じるものとする。

同和対策事業で設置した近代化施設等については、円滑かつ効果的な管理運営が図られるよう、引き続き関係機関・団体と連携を図りながら、指導に努めるものとする。

就業対策の分野においては、依然として中高年齢層を中心に不安定就労者の割合が高い状況にあること、就職における面接選考時になお不適正な質問等が発生していることなどから、特に次の事業については、経過的措置を含め必要な工夫を講じるほか、一般対策のなかで適切な対応に努めるものとする。

職業講習事業については、5年間の経過的措置を講じて終了するとした閣議決定に基づき、その有効な活用を図るとともに、これを補完する県の関連事業についても同様とする。

不安定就労者の安定雇用の促進を図るための就労指導推進員設置事業および市町村就労対策推進事業については、関連する国の方向性を踏まえて、経過的措置を講じることとし、早急に、就労対策全体の体系の中で適切な対応を図れるよう努めるものとする。

雇用対策センター運営事業については、これまでの成果を総括するとともに、同センターの設立趣旨や同和地区の就労実態を踏まえ、就労対策全体の中で再構築を図るものとする。

企業内同和问题研修推進事業については、公平公正な採用選考と差別のない明るい職場づくりの実現のため、内容がより一層効果的なものとなるよう努めるとともに、引き続き関係機関と連携し、企業を指導していくものとする。

職業訓練事業については、その制度の周知と活用を図り、雇用の促進、職業の安定に努めるものとする。

4. 教育対策

教育の分野においては、これまでの同和教育が積み上げてきた成果と手法への評価を踏まえ、同和教育の深まりを通して人権教育への広がりを展望しつつ、人間の尊厳を基本に、就学前教育、学校教育、社会教育の各分野が相互に連携し、人権尊重の精神を日常生活に具現する態度の育成を目指していくための人権教育として、発展的に再構成するものとする。

その際、同和问题を人権問題の重要な柱として捉え、この問題の固有の経緯等を十分認識しつつ、「人権教育のための国連10年」の関連に留意しながら、積極的に推進するものとする。

なお、特に次の事業については、経過的措置を含め、体系的な整理とあわせた必要な工夫を加えて、適切に対応するものとする。

高等学校等進学奨励費補助事業については、5年間の経過的措置を講じて終了するとした閣議決定に基づき、その有効な活用を図るとともに、これを補完する県単独事業である専修学校等修学奨励資金貸付事業についても同様とする。

同和地区児童生徒学力向上総合推進事業については、国が新設する「教育総合推進地域事業」を補完する観点から、新たに“教育上特別な配慮を必要とする地域”を定めて対象を拡大し、この事業等を通じて、同和地区児童生徒の自立促進の観点に立った一層の進学意欲と学力の向上をめざし、学校、家庭および地域社会が一体となった総合的な取り組みを促進するものとする。

学校同和教育の推進に係る事業については、同和教育研究指定校事業など学校教育の全領域に位置付けたこれまでの同和教育を一層深めつつ、さらに人権教育への広がり観点から再構築し、推進を図るものとする。

同和地区教育文化振興事業については、これが補完してきた国の地域改善対策としての社会教育関係委嘱事業が、「人権教育推進市町村事業」に組み替えられたことから、その積極的な活用を基本にしつつ手法や内容等に工夫を加え、同和関係者の自立促進の観点に立った教育・文化の振興をめざす取り組みが地域の実情に応じて実施されるよう、引き続き支援していくこととする。

社会同和教育関係事業については、同和問題を人権問題の重要な柱と捉え、それぞれの実施主体の責務と役割を明確にしながら、「人権教育総合推進事業」として再構築し推進を図り、地域社会での差別のない住みよいまちづくりの実現を目指した主体的な取り組みを促進していくものとする。

5. 人権擁護対策

同和問題に関する差別意識の解消を図るための啓発事業については、これまでの啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権啓発として、発展的に再構成するものとする。

その際、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題の固有の経緯等を十分認識しつつ、「人権教育のための国連10年」の関連に留意しながら、積極的に推進するものとする。

また、人権侵害に対する人権擁護施策は、制度上、第一義的には国（法務省）の所管であるため、国の人権擁護施策と十分連携を図りつつ、適切な対応に努めるとともに、県においても、人権侵害を防止するための教育、啓発等の施策をはじめ、人権が侵害された場合における擁護施策のあり方について検討を行うものとする。

なお、特に次の事業については、体系的な整理とあわせ、必要な工夫を行うものと

する。

県域啓発事業については、平成 8 年度県民意識調査結果等を踏まえ、知識の伝達にとどまらない日常生活や地域の実態に即した実践性、感性への訴えかけ、誰もが参加しやすい雰囲気づくり、マスメディアの活用等、広く県民の共感を得られるよう、さらなる創意工夫を凝らし、推進するものとする。

市町村域啓発事業については、市町村における主体性のもと、地域の実態に即し、住民自らの生活課題や地域課題との関わりの中で、住民一人ひとりの課題として捉えられるよう、適切な助言に努めるものとする。

企業内啓発等職域の啓発を推進する事業については、企業の社会的責任のもと、自主的・主体的な取り組みが推進されるよう、適切な助言指導に努めるものとする。

なお、公共的団体等においても、団体としての役割を自覚し、主体的な取り組みが図られるよう、適切な助言指導に努めるものとする。

職員研修事業については、県職員及び教育関係職員が、人権意識に根ざした日常業務の遂行に努めるとともに、職務と生活を通して同和問題をはじめとする人権問題に取り組めるよう、研修内容のさらなる工夫や充実に努めるものとする。

人権擁護活動に係る事業については、今後も国の人権擁護行政との関連に留意しつつ、その連携に努めるとともに、人権侵害にかかる対応については、有効な対応が図られるよう、今後とも国に対して要望を行うものとする。

差別事象・事件にかかる取り組みについては、関係行政機関・団体が適切な連携のもと、真に社会性のある取り組みを展開するよう努めるものとする。

(財)滋賀県解放県民センターに係る啓発事業については、民間の立場から啓発活動のオピニオンリーダー的役割を果たしていくことが必要と考えており、引き続き適切な連携に努めるものとする。